

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第17号

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する  
規則

第1条 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項前段中「あつては教職員条例」を「あつては同条例」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「教職員給与条例第37条の2第14項」を「同条第14項」に改め、同項第2号中「(教職員条例第37条の2第18項)」を「同条第18項」に改める。

第12条第1号中「補償法第2条第4項」を「同法第2条第4項」に、「に補償法」を「に同法」に改め、同項第2号中「補償条例第6条」を「同条例第6条」に、「に補償条例」を「に同条例」に改める。

第23条第2項中「特別休暇」の右に「、介護休暇及び介護時間（以下「特別休暇等」という。）」を加え、同条第3項中「特別休暇」を「特別休暇等」に改める。

第24条第1項前段中「ウ」を「エ」に改め、同項後段中「配偶者」との右に「、当該子（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）」とあるのは「当該子」とを加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「別表第4(14)の項、(19)の項又は(24)の項」を「別表第4(19)の項、(21)の項、(22)の項又は(24)の項から(27)の項まで」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 準用勤務時間規則別表第4(14)の項に掲げる基準により職務に専念する義務を免除される期間については、同項の規定にかかわらず、必要と認められる期間（別に定める場合にあっては必要と認められる時間）とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和5年4月1日に採用する者の再任の場合の号給の決定の特例)

4 令和5年4月1日に採用し、第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項の規定の適用を受ける者（別表第3(2)の項に掲げる者に限る。）に対するこれらの規定の適用については、第5条第1項中「1号給上位」とあるのは「6号給上位」と、「と同一」とあるのは「の5号給上位の号給」と、第6条第1項中「者（前条第1項に規定するものに限る。）」とあるのは「者」と、「前条第1項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される前条第1項」と、「と同一」とあるのは「の5号給上位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

5 令和5年4月1日に採用し、第5条第2項の規定の適用を受ける者（別表第3(1)の項に掲げる者に限る。）に対する同項の規定の適用については、同項中「者を」とあるのは「者及び附則第4項の適用を受ける者を」と、「と同一」とあるのは「の9号給上位の号給」とする。

別表第3(1)の項中「4」を「13」に改め、同表(2)の項中「3」を「8」に改める。

第2条 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年4月1日に採用する者の再任の場合の号給の決定の特例)

6 令和6年4月1日に採用し、第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項の規定の適用を受ける者（別表第3(2)の項に掲げる者に限る。）に対するこれらの規定の適用については、第5条第1項中「1号給上位」とあるのは「3号給下位」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」と、第6条第1項中「者（前条第1項に規定するものに限る。）」とあるのは「者」と、「前条第1項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用される前条第1項」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

7 令和6年4月1日に採用し、第5条第2項の規定の適用を受ける者（別表第3(1)の項に掲げる者に限る。）に対する同項の規定の適用については、同項中「者を」とあるのは「者及び附則第6項の適用を受ける者を」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。

別表第3(1)の項中「13」を「9」に改め、同表(2)の項中「8」を「4」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)